

議案第60号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案書41P～44P

1. 条例改正の目的

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたこと等に伴い、交野市火災予防条例においても、蓄電池設備等に関する規定を改正する。

2. 条例改正の内容

- (1) 蓄電池設備等の換気、点検及び整備に支障のない距離の適正化（条例第15条関係）
 - ・キュービクル式に限定していたものを共通的に求められる措置として適正化を図る。
- (2) 蓄電池設備の規制対象の見直し（条例第17条第1項関係）
 - ・規制対象に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改める。
 - ・出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を定める。
 - ・改正前は開放型蓄電池を想定して転倒時の安全措置を規定していたが、各種の蓄電池設備において求められる転倒防止措置として適正化を図る。
- (3) 建築物からの離隔距離の見直し（条例第17条第3項関係）
 - ・延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加する。
- (4) 蓄電池設備の届出について（条例第67条関係）
 - ・蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備の届出を不要とする。
- (5) 固形燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し（別表第3関係）
 - ・新たに固形燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定める。

3. 施行日：令和6年1月1日から施行する。

4. 関連Webサイト：https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-116.html

【総務省消防庁HP】蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年10月定例会

	議案の 件名	議案第60号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例について		政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
この条例は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量未滿の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、交野市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。		他市（近隣市）消防本部においても同様の改正を予定している。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたこと等に伴い、交野市火災予防条例においても、蓄電池設備等の規定を改正する。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
令和5年5月31日 消防予第306号 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	3 みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち	
			分野・方針	1 2 消防・救急	
			施 策	火災予防の推進	
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
〈市民参加の状況〉					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
		〈政策等の実施時期〉		令和6年1月1日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		消防本部	予防課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無 新旧対照表等	

交野市火災予防条例（昭和61年条例第22号） 新旧対照表

新	旧
<p>(変電設備)</p> <p>第15条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第15条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) (略)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第15条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては</u>、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第15条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) (略)</p>

新	旧
<p>2 (略) (蓄電池設備)</p> <p>第17条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)</u>は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、<u>耐酸性の床又は台上に設けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)</u>にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第14条第4号、第15条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第15条の2第1項第4号</u>の規定を準用する。 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第67条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あら</p>	<p>2 (略) (蓄電池設備)</p> <p>第17条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)</u>の電槽は、<u>耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第14条第4号、第15条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項並びに本条第1項</u>の規定を準用する。 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第67条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あら</p>

新

はじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

(1) ~ (12) (略)

(13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

(14)・(15) (略)

別表第3

厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	10	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔
			据置型レンジ	21KW以下	10	15	15		
			組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	80	0	0		
固体燃料以外	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	80	0	0	の側方又は後方の離隔	
			据置型レンジ	21KW以下	80	0	0		
			木炭を燃料とするもの	—	15	55	55		
炭火焼き器	—	0	0	0	0	0	0	0	

旧

はじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

(1) ~ (12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) (略)

別表第3

厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	10	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			据置型レンジ	21KW以下	10	15	15	
			組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	80	0	0	
固体燃料以外	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14KW以下	80	0	0	の側方又は後方の離隔距離を示す。
			据置型レンジ	21KW以下	80	0	0	
			上記に分類されないもの	—	25	23	22	
使用温度が300℃以上800℃以下のもの	—	11	12	11				

